

事務局規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人関東学生陸上競技連盟定款第38条の規定により、事務局の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 事務局は、会長の命により、定款第4条に定める事業を推進するため、各委員会および学連幹事と連携し、次の業務を遂行する。

- (1) 役員および職員人事の手続きに関すること
 - (2) 公印に関すること
 - (3) 定款その他諸規程の管理・運用に関すること
 - (4) 社員総会、理事会および委員会等の開催手続きに関すること
 - (5) 法人の定款第41条に定められた書類および帳簿類の保管に関すること
 - (6) この法人の文書の発信および受信ならびに関係団体との事務連絡に関すること
 - (7) この法人の主催および共催事業ならびに後援の事務手続きに関すること
 - (8) 事業の記録および保存に関すること
 - (9) 事業に係る会計・経理に関すること
 - (10) 社員および学生登録者の入退会に関すること
 - (11) その他法人の維持・運営に関し必要な事項
- 2 事務局は、業務執行理事・各委員会と連携し、学生自治を尊重するとともに学連幹事の支援・監督を行う。

(職制)

第3条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
 - (2) 業務・経理担当職員 若干名
- 2 事務局長および職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(職員)

第4条 事務局長および職員の処遇等については、別に就業規則、給与規定に定める。

(事務局長の職責)

第5条 事務局長は、局務を掌理する。

- 2 事務局長は、理事会その他必要な会議に出席し、意見を述べることができる。

(事務局職員の職責)

第6条 事務局職員は、事務局長の命をうけて所定の業務に従事する。

(事務局長の決定・執行事項)

第7条 事務局長は、次の事項を決定し執行する。

- (1) 購買契約等において100万円未満の支出を伴う案件（理事会で決議すべき事項を除く）
- (2) 事務局長名・幹事長名で発信する文書
- (3) その他会長が委任した事項

- 2 事務局長は、前項の執行状況を会長または会長の指定する業務執行理事に報告する。
- 3 事務局長を任命できない事情がある場合には、会長の指定する業務執行理事が決定・執行する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 事務局長が不在である場合は、事務局長があらかじめ指定した者が決裁することができる。ただし、代理決裁したものは事後速やかに事務局長に報告しなければならない。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、専務理事の承認を得て、別に定めることとする。

(規程の変更)

第10条 本規程の変更は、理事会の決議をもって行う。

(付則)

この規定は、2026年6月10日より施行する（同日理事会決議）